

平成31年度 介護給付適正化の取組案

<背景・方向性>

- 平成29年の介護保険法改正のポイントの一つに、「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」があり、この一環として、自立支援・重度化防止・介護給付適正化について、
 - ・取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載
 - ・指標による実績評価、新たな交付金（保険者機能強化推進交付金）の交付 が制度化された。
- 都道府県の役割としては、自立支援・重度化防止・介護給付適正化の推進に向けて、保険者の取組を支援することが求められている。
- このような背景を受け、保険者機能強化推進交付金の都道府県向け評価指標の内容を踏まえ、保険者支援の取組みを行っていく。
- 保険者支援策を検討する場として「保険者支援部会」を設置し、都の保険者支援の取組の効果や、支援に関する保険者のニーズを把握し、効果的な保険者支援を行う。

I. (新)保険者支援部会

技術的助言・アンケート調査等により把握した保険者の取組の実施状況、課題、都の支援に係るニーズ等を共有し、保険者への支援策を検討する。

また、支援の前提として、東京都及び都内保険者の介護保険事業の状況・特徴について情報共有する。

なお、事業計画・給付分野、認定分野の幹事会で、それぞれ実務的な検討を行う。

II. 保険者職員向け研修

- ◇ 介護給付適正化推進研修会
 - ・地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用法の提示や、好事例の発表、グループディスカッション等を行い、介護給付適正化の一層の推進を図る。
 - ・実施時期：10月頃、2月頃
 - ・テーマ：保険者のニーズを把握したうえで決定
- ◇ 認定審査会運営適正化研修等

III. 技術的助言

自立支援・重度化防止等の推進に向けて保険者への技術的助言を行う中で、介護給付適正化の考え方や進捗状況を確認するとともに、さらなる推進に向けた助言等を行う。

また、各保険者の介護保険事業の状況・特徴などについての分析を支援し、地域の実情に応じた適正化の取組を支援する。

訪問先の選定にあたっては、保険者機能強化推進交付金の評価指標の該当状況や、介護給付適正化の取組状況を勘案する。

◇対象保険者：15区市町村程度（島しょ部含む）

◇実施時期：7月～11月頃

※要介護認定の適正化については、特定分野に関する技術的助言として別途実施

IV. 各事業の支援
(詳細は別紙)

- ◇ ケアプラン点検研修会・専門家の派遣
- ◇ ケアマネジメントの質の向上研修会
- ◇ 自立支援・重度化防止等に向けた介護支援専門員研修事業
- ◇ 認定調査員等研修事業